

重要事項説明書

合同会社 Wellness Field
訪問看護ステーションかのん

訪問看護重要事項説明書

〈令和 8 年 6 月 1 日 改定〉

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人識別	合同会社 Wellness Field
代表者名	代表社員 土井 知哉
所在地・連絡先	(住所) 熊本県荒尾市荒尾 1921-9 (電話) 0968-79-7720 (FAX) 0968-79-7721

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションかのん
所在地・連絡先	(住所) 熊本県荒尾市荒尾 1921-9 (電話) 0968-79-7720 (FAX) 0968-79-7721
事業所番号	4360490074
医療機関コード	0490074
管理者名	福永 由利子

(2) 事業所の職員体制

職種	員数		
	常勤	非常勤	常勤換算後の人数
管理者看護師	1 名	0 名	1.0 名
看護師等	2 名	0 名	2.0 名
理学療法士等	4 名	2 名	5.0 名

(3) 事業の実施地域

荒尾市・玉名市・大牟田市・長洲町・南関町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

月曜日～金曜日 8:30～16:30

但し、12月30日～1月3日及び会社が定める休日を除く。

※その他をご希望の場合はご相談ください。

(5) 訪問看護サービスの提供方法

- ・利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が当該事業所に交付した指示書により、看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。

- ・利用者又はその家族から当該事業所に直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求める助言をします。
- ・介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業所との連携を図ります。

3. 運営方針

事業所の看護師等は、利用者が安心して療養生活を営むためにそれぞれの状態に応じて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村並びに地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービスの内容

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 病状、障害の観察 | (6) ターミナルケア |
| (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (4) 褥瘡の予防、処置 | (9) カテーテル等の管理 |
| (5) リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療措置 |

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	病院名及び所在地			
	氏名	先生	電話番号	
緊急時 連絡先 (ご家族)	住所			
	氏名			
	携帯		電話	

6. 利用料等 ※利用料金は別紙参照

事業所は、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働省が定める額の支払いを利用者から徴収します。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を利用者負担割合証の負担額に応じて徴収するものとします。但し、支給限度額を越えた場合は、利用者の全額自己負担となります。
- (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収します。

2 事業所は、基本利用料の他に、以下の場合の利用料として、利用者から徴収するものとします。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置（使用した物品の実費負担）。
- (2) 訪問看護を提供する際に必要な物品（皮膚保護剤・大人用オムツ等）。

7. 事故発生時の対応

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には必要な応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際した処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、事業所のサービス提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

8. 虐待防止の為の措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針整備、研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・虐待の発生又はその再発の防止を適切に実施するために、担当者を選定
- 2 その他虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置
- ・事業所は、利用者の尊重する視点に立ったサービス提供に努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

9. 身体拘束の適正化

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとします。やむを得ず身体的拘束を行う場合(生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合)は、その理由等を記録するものとします。

- 2 また、身体的拘束の適正化のため、委員会の開催、指針整備、研修等必要な措置を講ずるものとします。

10. ハラスメント防止の取り組み

事業所は、適切な看護サービスの提供を確保する観点から、事業者に対するハラスメントの防止の為に必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- (3) 性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

これらの事象に関することがあれば事業所から契約解除させていただくことがあります。

11. 感染症対策

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の開催、指針整備、研修及び訓練を実施し、必要な措置を講ずるものとします。

12. 業務継続計画（BCP）について

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

13. 個人情報の取扱い

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について適切に取り扱います。

- 2 個人情報の利用目的および取扱いについては、事業所の「個人情報保護方針」に従います。

14. サービス内容提供記録等の閲覧

事業所は、サービス内容提供記録等の閲覧に関して、利用者及びその家族のうちこれを希望される方は閲覧を許可しています。希望される場合には閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申込み下さい。閲覧希望書は事務所にありますので必要な方はお申し付け下さい。

15. その他運営に関する留意点

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際は、ペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を掲載する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為、無断での動画撮影、録音、SNS 掲載などにより、健全な信頼関係を築くこと

が出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- (6) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担とさせていただきます。
- (7) 担当看護師等が不在の場合は他の職員が代替して訪問する場合があります。
- (8) 個人情報適正に取り扱い、守秘義務を遵守します。

16. 苦情受付・相談窓口

訪問看護ステーションかのん 管理者：福永 由利子	所在地：熊本県荒尾市荒尾 1921-9 電話：0968-79-7720
荒尾市役所 福祉課	所在地：熊本県荒尾市宮内出目 390 番地 電話：0968-63-1406
玉名市役所 福祉課	所在地：熊本県玉名市岩崎 163 電話：0968-75-1339
長洲町役場 福祉保健介護課	所在地：熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 電 話 0968-78-3135
南関町保健センター	所在地：熊本県玉名郡南関町関町 64 電話：0968 - 57 - 8503
大牟田市役所 福祉支援室福祉課	所在地：福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地 電話：0944-41-2672
国民健康保険団体連合会	所在地：熊本市東区健軍 2 丁目 4-10 電話：096-365-0811
福岡県国民健康保険団体連合会	所在地：福岡県福岡博多区吉塚本町 13 番 47 号 電 話 092-642-7800

介護保険利用料一覧表（訪問看護）

別紙

【看護師による**要支援者**への訪問】

（1 単位 = 10 円）

提供時間	サービス内容	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
30 分未満	訪看 I 2	451	451 円	902 円	1,353 円
30～60 分未満	訪看 I 3	794	794 円	1,588 円	2,382 円
60～90 分未満	訪看 I 4	1,090	1,090 円	2,180 円	3,270 円

【理学療法士・作業療法士による**要支援者**への訪問】

提供時間	サービス内容	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
40 分	訪看 I 5	568	568 円	1,136 円	1,704 円

※理学療法士・作業療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている又は特定の加算を算定していない場合、毎回 40 分の訪問で－16 単位減算となります。

※要支援者において、利用から 12 月を超えてリハビリ職によるリハビリを行った場合、毎回 40 分の訪問で－30 単位減算となります。

【看護師による**要介護者**への訪問】

（1 単位 = 10 円）

提供時間	サービス内容	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
30 分未満	訪看 I 2	471	471 円	942 円	1,413 円
30～60 分未満	訪看 I 3	823	823 円	1,646 円	2,469 円
60～90 分未満	訪看 I 4	1,128	1,128 円	2,256 円	3,384 円

【理学療法士・作業療法士による**要介護者**への訪問】

提供時間	サービス内容	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
40 分	訪看 I 5	588	588 円	1,176 円	1,764 円
60 分	訪看 I 5	795	795 円	1,590 円	2,385 円

※理学療法士・作業療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている又は特定の加算を算定していない場合、毎回 40 分の訪問で－16 単位減算となります。

【加算等】病状または算定要件に該当する場合

	加算内容		単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
毎月 1 回のみ ※ 1	緊急時訪問看護加算Ⅱ		574	574 円	1,148 円	1,722 円
毎月 1 回のみ ※ 2	特別管理加算Ⅰ		500	500 円	1000 円	1,500 円
毎月 1 回のみ ※ 2	特別管理加算Ⅱ		250	250 円	500 円	750 円
毎月 1 回のみ	専門管理加算		250	250 円	500 円	750 円
新規契約月 ※ 3	初回加算Ⅰ：退院又は退所した日に初回訪問を行った場合		350	350 円	700 円	1,050 円
	初回加算Ⅱ：退院又は退所した翌日以降に初回訪問を行った場合		300	300 円	600 円	900 円
該當時のみ	退院時共同指導加算		600	600 円	1,200 円	1,800 円
該當時のみ	複数名訪問加算（看護師 30 分未満）		254	254 円	508 円	762 円
該當時のみ	複数名訪問加算（看護師 30 分以上）		402	402 円	804 円	1,206 円
該當時のみ	複数名訪問加算（補助者 30 分未満）		201	201 円	402 円	603 円
該當時のみ	複数名訪問加算（補助者 30 分以上）		317	317 円	634 円	951 円
該當時のみ	ターミナルケア加算		2500	2,500 円	5,000 円	7,500 円
1 回の訪問につき（リハビリは 20 分毎）	サービス提供体制強化加算		6	6 円	12 円	19 円
早朝 ※ 4 (6:00~8:00) 夜間 (18:00~22:00)	20 分未満	訪看Ⅰ 1	393	393 円	786 円	1,179 円
	30 分未満	訪看Ⅰ 2	589	589 円	1,178 円	1,767 円
	30~60 分未満	訪看Ⅰ 3	1,029	1029 円	2,058 円	3,087 円
	60~90 分未満	訪看Ⅰ 4	1,410	1410 円	2,820 円	4,230 円
深夜 ※ 4 (22:00~6:00)	20 分未満	訪看Ⅰ 1	471	471 円	942 円	1,413 円
	30 分未満	訪看Ⅰ 2	707	707 円	1,414 円	2,121 円
	30~60 分未満	訪看Ⅰ 3	1,235	1,235 円	2,470 円	3,705 円
	60~90 分未満	訪看Ⅰ 4	1,692	1,692 円	3,384 円	5,076 円
介護職員等処遇改善加算	一月の総単位数に対して 1.8%					

- ※ 1) 1 月以内の 2 回目以降の緊急訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定します。
- ※ 2) 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行うことで算定します。
- ※ 3) 入院等により過去 2 カ月サービス提供を受けていない場合再開時に算定いたします。また、要支援から要介護（又はその逆の場合）も算定します。
- ※ 4) 早朝・夜間帯訪問の場合は通常サービスの 25%増、深夜帯訪問の場合は通常サービスの 50%増となります。

【注釈】

- ※ 介護報酬改定により利用料金変更となる場合があります。
- ※ 利用者負担割合（1～3 割）に応じて自己負担額が異なります。
- ※ 介護保険の区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超過分の費用は全額自己負担となります。

医療保険利用料一覧表(訪問看護)

区分	備考	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費 I	週 3 日目まで	5,550	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降（看護師）	6,550	655 円	1,310 円	1,965 円
	週 4 日目以降（理学療法士等の訪問場合）	5,550	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護管理療養費	月の初回	7,710	771 円	1,542 円	2,313 円
	月の 2 日目以降	3,010	301 円	602 円	903 円
訪問看護情報提供療養費 1	月 1 回（市町村の求めに応じて）	1,500	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2	月 1 回（学校へ情報提供した際）	1,500	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3	月 1 回（入院又は入所時の情報提供）	1,500	150 円	300 円	450 円

【加算等】病状または算定要件に該当する場合

加算	備考	料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
24時間対応体制加算(口) ※1	月1回	6,520	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算(イ) ※2	緊急訪問(14日まで)	2,650	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算(ロ) ※2	緊急訪問(15日以降)	2,000	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算 ※3	夜間・早朝(6:00~8:00) (18:00~22:00)	2,100	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 ※4	深夜(22:00~6:00)	4,200	420円	840円	1,260円
特別管理加算Ⅱ ※5	月1回	2,500	250円	500円	750円
特別管理加算Ⅰ (重症度行) ※5	月1回	5,000	500円	1,000円	1,500円
難病等複数回訪問看護加算 ※6	2回/1日あたり	4,500	450円	900円	1,350円
	3回以上/1日あたり	8,000	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導加算 ※7	月2回まで	8,000	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ※8	特別管理加算の対象者に退 院時共同指導を行った場合	2,000	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ※9	該当月のみ	6,000	600円	1,200円	1,800円
	該当月のみ 長時間指導	8,400	840円	1,680円	2,520円
長時間加算 ※10	週1回、または週3回まで	5,200	520円	1,040円	1,560円
専門管理加算 ※11	月1回	2,500	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算 ※12	週1回まで	4,500	450円	900円	1,350円
ターミナルケア療養費1 ※13	該当月のみ	25,000	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 ※14	該当月のみ	10,000	1,000円	2,000円	3,000円
ベースアップ評価料Ⅰ ※15	月1回	1,050	105円	210円	315円
訪問看護物価対応料1 ※15	1日あたり 月の初日	60	6円	12円	18円
	1日あたり 2日目以降	20	2円	4円	6円

- ※1 利用者等に対して 24 時間の対応体制にある場合には、24 時間対応体制加算として、月 1 回に限り算定します。
- ※2 利用者又はその家族等の求めに応じて、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として 1 日につき算定します。
(イ) 月 14 日目まで (ロ) 月 15 日目以降
- ※3 夜間・早朝の時間で利用者の求めで訪問を行った場合に算定します。
- ※4 深夜の時間で利用者の求めで訪問を行った場合に算定します。
- ※5 厚生労働大臣が定める疾病等(別表第 8 対象者)に訪問を行った場合に月 1 回を限度にⅡ：2,500 円または重症度の高い場合にはⅠ：5,000 円を算定します。
- ※6 別表第 7 対象者、別表第 8 対象者、特別訪問看護指示期間中の利用者に 1 日に 2 回または 3 回以上訪問を行った場合に算定します。
- ※7 退院に当たって当該事業所の看護師等が入院機関の医師や看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行った場合に算定します。
- ※8 特別管理加算の対象者に対して退院時共同指導加算に上乗せして算定します。
- ※9 退院支援指導を要する利用者に対して、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合(長時間の訪問を要する利用者に対して指導を行った場合にあっては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に限る。)に初日の指定訪問看護の実施日に 1 回に限り算定します。
- ※10 長時間訪問を要する利用者で、1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合について週 1 回または週 3 回に限り算定します。
- ※11 専門の研修を修了した看護師または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月 1 回に限り算定します。
- ※12 厚生労働大臣が定める利用者(別表第 7 対象者及び第 8 対象者、特別訪問看護指示期間中の利用者/迷惑行為等が認められる利用者/1 人の看護師等による訪問が困難と認められる利用者/それらのいずれかに準ずる利用者)に対し 1 人の看護職員と他の看護師等の複数名で同時に訪問看護を提供する場合 1 日 1 回/週を限度に算定します。
- ※13 死亡日および死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問しておりターミナルケアを行った場合に算定します。
- ※14 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で「看取り介護加算等」を算定した場合に算定します。
- ※15 令和 8 年 6 月 1 日から医療保険の診療報酬改定において、人件の賃上げ及び物価高騰により算定します。

【注釈】

- ※医療報酬改定により利用料金変更となる場合があります。
- ※利用者負担割合(1～3 割)に応じて自己負担額が異なります。